

第4章 保健医療提供体制と保健医療計画の評価および見直し

第1節 医療計画の周知と情報公開

医療法では30条の4第13項において、医療計画を定めたときは公示することとされている。本計画では、地域において各医療機関がそれぞれどのような役割を担っているかを具体的に示すことで、府民が適切な医療機関を受診できるように支援するとともに、医療機関の分化と連携の促進を促すことを目的のひとつとしている。このため、5疾病4事業および在宅医療について、具体的な医療機関名と担っている医療機能、その実績を明示した。

一方で、平成18年の医療法の改正により、医療機能情報提供制度が創設され、全医療機関に関する医療機能情報を都道府県が収集し、ホームページ等により府民にわかりやすく提供することで、府民が適切な医療機関を選択・受診できるよう情報提供する義務が課せられた。

大阪府では大阪府医療機関情報システムの運用により、全国に先駆けて医療情報の提供を行ってきたが、医療機能情報提供制度の創設を機会に提供情報の内容を変更・充実した。

保健医療計画において網羅されている各医療機関の医療機能情報の多くは、医療機能情報提供制度のもとに毎年新たに公表される情報と重複することから、府民が地域における医療機関の担う役割を保健医療計画において参照し、最新の医療機能情報は医療機能情報提供制度を通じて入手できるよう、体制の整備をおこなっている。

第2節 数値目標の設定と実現に向けた方策

1. 施策の目標等

分野	目標値項目	現状値	(年度)	目標値(29年度)	
がん	がん検診受診率	胃がん	21.5%	22年	40%
		肺がん	14.9%		35%
		大腸がん	18.9%		30%
		子宮がん	28.3%		35%
		乳がん	26.8%		40%
	がんによる年齢調整死亡率(75歳未満)	90.3(10万対)	22年	68.1	
	喫煙率	男性 33.6% 女性 12.3%	22年	20%以下 5%以下	
	特定健康診査受診率	39.0%	22年	70%	
	特定保健指導実施率	9.8%		45%	
	脳卒中	食塩摂取量(20歳以上)	男性 10.9g 女性 9.1g	21~23年 平均	8g 8g
急性心筋梗塞	日常生活における歩数(20歳以上)	男性 7,359歩 女性 6,432歩	21~23年 平均	10,000歩 9,000歩	
糖尿病	メタボリックシンドローム該当者数	1,093千人	21~23年 平均	平成20年度に比べて 25%以上減少	
	メタボリックシンドローム予備群者数	350千人			
	脳血管疾患による年齢調整死亡率	男性 43.9(10万対) 女性 21.5(10万対)	22年	15%減少 15%減少	
	急性心筋梗塞による年齢調整死亡率	男性 15.9(10万対) 女性 6.7(10万対)	22年	15%減少 15%減少	
	糖尿病による新規人工透析導入者数	1,183人	22年	1,136人	
	地域連携クリティカルパス導入率	がん 77% 脳卒中 74% 急性心筋梗塞 23% 糖尿病 22%	24年度	100% 90% 35% 35%	
精神疾患	保健所等における精神科保健医療に係る連携・協議の場の数	0	24年度	18か所	
	精神科救急医療体制において、自院に継続して通院している患者が救急で受診し、病状等について診察医からの問い合わせがあった際に、夜間・休日でも対応可能な精神科標榜診療所数	100/360か所	24年度	216/360か所 (60%)	
救急医療	救急告示医療機関数	276か所	24年度	現状維持	
	重症患者搬送件数における現場滞在時間が30分以上要した件数の割合	5.2%	22年	増加抑制	
	重症患者搬送件数における受入要請医療機関が4機関以上の件数の割合	8.8%	22年	増加抑制	
災害医療	大阪DMATを3チーム以上保有する災害拠点病院数	11/19か所	24年度	19/19か所	
	災害時に対応できるマニュアルを整備している医療機関数	346/537か所	23年度	537/537か所	
	災害拠点病院のうち施設耐震化した病院数	14/19か所	24年度	19/19か所	
	EMIS(大阪府広域災害救急医療情報システム)入力訓練において、二次救急告示病院の入力割合	96.9%	24年度	100%	
周産期医療	MFICUを整備している周産期母子医療センターにおける産科領域の複数当直体制を確立している医療機関数	8か所	24年度	12か所	
	周産期母子医療センターにおける周産期専用病床の病床利用率	MFICU 69.1% NICU 86.6% GCU 64.7%	23年度	増加	
		周産期死亡率	4.1(千対)	23年	全国平均以下
		望まない妊娠相談窓口からの地域支援機関への連絡・紹介件数	必要な事例への 連絡・紹介98%	23年度	必要な事例への 連絡・紹介100%
	医療機関から連絡があった虐待発生リスクの高いケースに対する保健機関の支援割合*	95%	22年度	100%	
小児救急を含む小児医療	小児救急医療体制に参画している医療機関数	初期救急	休日:37か所 夜間:17か所	24年度	現状維持
		二次救急	固定通年制:11か所 輪番制:28か所		現状維持
	重篤小児患者拠点病院数	0	24年度	2か所	
	小児死亡率(1歳~14歳)	10.1(10万対)	22年	全国平均以下	
在宅医療	大阪版在宅医療モデルパターン数	0	24年度	2	

*医療機関から連絡があったケースに対して、保健機関が初回の訪問等で支援できた割合

2. 医療計画の推進体制と役割

保健医療計画は予防から医療にわたる幅広い内容を網羅しており、その推進には、それぞれの役割を明確化し、その役割を果たすだけでなく、大阪府や市町村、関係団体などが連携し各種施策を効率的に府民に提供していくことが重要である。

(1) 大阪府

大阪府は国の定める基本方針に即して、地域の実情に応じて医療計画を定め、その実現に向けて取組む責務を担っている。本計画では5疾病4事業および在宅医療をはじめとする医療連携体制や医療提供体制に関し、平成25年から29年の間に取り組む事項等を定めた。大阪府は地域における保健医療体制の現状や課題を随時検討・分析して、その解決に必要な施策を実施するとともに、府民に対する医療機能情報の提供や地域における医療連携体制の推進などをおこない保健医療計画の達成に向け積極的に取り組む。

さらに、大阪府は地域で望ましい保健医療提供体制が整備され、府民に適切な保健医療サービスが提供されるよう、広域団体として市町村や医療機関、関係団体等との調整を行うとともに、政策的に必要な医療や高度医療、不採算で他の医療機関が提供できない医療などについては、公立病院等の公的医療機関や社会医療法人など民間医療機関の連携により必要な医療の提供体制を構築する。

(2) 地方独立行政法人大阪府立病院機構

地方独立行政法人大阪府立病院機構は、府民の健康の維持および増進に寄与するため、大阪府の医療政策として求められる高度専門医療を提供するとともに、府域における医療水準の向上をはかり、府立5病院(※)の運営を通じて、医療の提供を確保し、新しい治療法の開発など調査研究の推進や質の高い医療従事者の育成に努めている。

府立の5病院においては、次項の表に掲げる基本的な機能に応じた高度専門医療の提供をはじめ、地域医療との連携、人材養成、臨床研究に取り組んでいる。また、災害時の医療協力、大阪府の医療政策の実施、健康危機管理事象への対応など、大阪府の指示に基づく公的病院としての役割を果たしてきた。

さらに、地方独立行政法人大阪府立病院機構は、新たな大都市制度に相応しい役割を担うことができる病院をめざし、府域全体の医療資源の有効活用をはかる観点から、府市の病院の経営統合に向けた検討を進める。また、大阪市南部地域における小児・周産期医療の継続的な提供体制の確保と最重症・合併症母体に対する診療機能を強化するため、府立急性期・総合医療センターと大阪市立住吉市民病院の診療機能の統合に向けた検討を進める。(※府立5病院：急性期・総合医療センター、呼吸器・アレルギー医療センター、精神医療センター、成人病センター、母子保健総合医療センター)

表4-2-2-1 各病院の基本的な機能と医療政策における主な役割

病院名	基本的な機能	医療政策における主な役割
大阪府立急性期・総合医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ○救命救急医療、循環器医療など緊急性の高い急性期医療 ○がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、生活習慣病、腎移植、難病などに対する専門医療及び合併症医療 ○障がい者医療及びリハビリテーション医療 ○これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○高度救命救急センター ○基幹災害医療センター ○大阪府がん診療拠点病院 ○難病医療拠点病院 ○エイズ治療中核拠点病院 ○地域周産期母子医療センター ○障がい者医療リハビリテーションセンター（医療部門） ○地域医療支援病院
大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ○呼吸器疾患、肺腫瘍、結核、アレルギー性疾患を対象に、急性期から慢性期在宅ケアに至る合併症を含めた包括医療 ○これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府がん診療拠点病院(肺がん) ○エイズ治療拠点病院 ○難治性多剤耐性結核の広域圏拠点病院 ○感染症法に基づく入院勧告患者の受入病院
大阪府立精神医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障がい者の医療及び保護並びに医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修 ○発達障がい者（児）の医療及び療育並びにこれらに関する調査、研究及び教育研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療型障害児入所施設 ○心神喪失者等医療観察法指定通院医療機関 ○心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関
大阪府立成人病センター	<ul style="list-style-type: none"> ○がん・循環器疾患に関する診断、治療及び検診 ○がんに関する調査、研究、治療法の開発及び教育研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定機能病院 ○都道府県がん診療連携拠点病院
大阪府立母子保健総合医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ○母性及び小児に対する高度専門医療及び保健指導 ○周産期疾患、小児疾患、母子保健に関する調査、研究、治療法の開発及び教育研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○総合周産期母子医療センター ○産婦人科診療相互援助システム（OGCS）基幹病院 ○新生児診療相互援助システム（NMCS）基幹病院 ○大阪府がん診療拠点病院(小児がん)

(3) 市町村

市町村は保健医療福祉の一次サービスを担っており、保健事業の実施や精神障がい者社会復帰対策、認知症高齢者対策など、福祉施策の提供を行っている。

市町村が実施する母子保健事業（手帳の交付、健診の実施、各種教室の開催など）や健康増進事業は予防において重要な役割を担っており、その充実を通じた疾病予防の役割が大きい。

また初期救急医療体制の整備の役割を担っており、各市町村に休日・夜間急病診療所等を設置して、一次救急体制の確保を担っている。小児初期救急については広域拠点の整備が進んでいる。さらに、高齢化が進むにつれ、市町村が実施する地域支援事業による介護予防は寝たきりの原因となる疾病の予防に有効であるとともに、退院後に介護保険を利用した在宅生活は QOL の視点からも重要であり、地域支援・介護保険事業の推進は保健医療計画においても重要な役割を担っている。

(4) 医療保険者

医療保険者は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成 20 年4月から、40 歳から 74 歳の被保険者および被扶養者に対し、メタボリックシンドロームの要因となっている生活習慣病の予防および医療費の適正化を目的とした特定健康診査・特定保健指導の実施が義務付けられた。

これにより、医療保険者は、国が定める特定健診等基本指針に即して、「特定健康診査等実施計画」を策定するとともに、特定健康診査・特定保健指導の普及啓発や健診未受診者に対する受診勧奨など特定健康診査・特定保健指導の実施率向上に向けた取組みを実施していく。

(5) 関係団体

ア. 一般社団法人大阪府医師会

一般社団法人大阪府医師会は、医道の高揚、医学・医術の発達普及と公衆衛生の向上とをはかり、以て社会福祉の増進に寄与することを目的として設立された。

会員は質の高い医療の提供に取り組むとともに、会は会員の資質向上にむけた生涯研修活動や、各種の地域保健医療活動などを行い、地域の医療向上に取り組んでいる。

(主な地域医療活動)

- ・大阪府医師会保健医療センターの運営
- ・大阪府医師会予防接種センターの運営
- ・健康問題相談
- ・休日・夜間の急病診療活動
- ・(財)大阪府保健医療財団の事業への協力

また、府民の健康増進のために、各種健康教育活動やテレビ・ラジオでの健康情報提供、学校医活動や産業医活動など予防においても幅広い活動を行うとともに、看護師の養成など人材の養成・確保にも取り組んでいる。

安全・安心で質の高い医療の確保や在宅医療の充実による生活の質(QOL)の向上のためには、急速な高齢化や府民ニーズの変化に応じた医療提供体制の整備が重要であり、予防から医療に幅広く携わる大阪府医師会や会員が果たす役割が大きい。

イ.(社)大阪府歯科医師会

(社)大阪府歯科医師会は、医道の高揚、歯学の進歩発展と公衆歯科衛生の普及をはかり、会員の社会的地位の向上に資し、ひいては社会および会員の福祉を増進することを目的として設立された団体である。

会設立以来、会員診療所等を通じて府民に対して口腔保健・歯科医療を提供するとともに、夜間・休日緊急歯科診療、障がい者歯科診療、在宅要介護者等に対する訪問歯科診療、

地域歯科保健活動、学校歯科保健活動等の役割を分担してきた。

また、府民に常に最良の口腔保健・歯科医療を提供出来るよう大阪歯科保健大会、学術研修会等を開催することにより、人材の養成・確保に努めている。

歯科口腔保健は、患者の生活の質を維持していく上で重要な口腔機能の維持に貢献するものであるが、歯科疾患と全身の健康との関係が明らかになるとともに、医療機関の機能分化・連携による地域完結型医療提供体制においてもますます重要な役割を担うことが期待されている。今後は地域における医科・歯科・介護等の連携をますます充実させるとともに、生涯にわたり、必要な時に必要な口腔保健・歯科医療サービスが受けられる体制の普及・推進が求められる。

(主な役割)

- ・ 夜間緊急歯科診療や訪問歯科診療の実施
- ・ 生涯を通じた口腔保健医療の推進
- ・ 歯周疾患検診等市町村事業への協力
- ・ 住民主体の8020運動の推進
- ・ 事業所歯科健診の実施
- ・ 歯科保健大会やポスターコンクールの開催による啓発

ウ. 一般社団法人大阪府薬剤師会

一般社団法人大阪府薬剤師会は、調剤、医薬品の供給そのほか薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上および増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保することを目的として設立された団体である。

会員は、調剤および医薬品の供給、その他薬事衛生をつかさどることによって地域医療の向上をめざすとともに府民の生命、健康の保持増進に取り組んできた。

また、会員の資質の向上に務める必要があることから、最新の薬学・医学等に関する知識を習得するための研修会を行うなど、人材の養成・確保に努めている。

(主な活動)

- ・ 府民からの薬に関する相談応需
- ・ 医薬品等の適正使用啓発
- ・ 薬物乱用防止啓発活動の推進
- ・ 在宅医療への支援体制の整備
- ・ 無菌製剤調製施設のある薬局の整備
- ・ 休日・夜間薬局体制の整備
- ・ 医薬品備蓄体制の整備
- ・ 医薬品等に係る医療事故防止対策
- ・ 薬局機能情報提供の推進

- 学校薬剤師活動の推進

良質な医療を提供する体制を確立することが求められている中で、薬剤師会は、医師会等の医療関係団体や関係行政機関と連携し、その役割を担う必要がある。

特に医療提供施設である薬局は、調剤を中心とした医薬品や医療・衛生材料等の提供拠点として、また医薬品情報提供や服薬管理指導等を通じて良質な薬物療法を提供する役割を担っている。

工. 公益社団法人大阪府看護協会

看護協会は、昭和 22 年に、保健師、助産師、看護師、准看護師の職業倫理の向上と看護に関する専門的教育および学術の研究に努めることにより、府民の健康と福祉の増進に寄与することを目的に設立された職能団体である。〔設立時名称：日本産婆看護婦保健婦協会大阪府支部（任意団体）〕

平成 5 年 11 月に、社団法人としての設立許可を受け、『社団法人大阪府看護協会』に、平成 24 年 3 月に、公益社団法人として認定を受け、『公益社団法人大阪府看護協会』となり、現在に至っている。

また、平成 9 年度からは、『看護師等の人材の確保に関する法律』に基づく『大阪府ナースセンター』の指定を受け、大阪府から看護職員再就業支援に係る事業の委託を受け、実施している。

（事業内容）

- 看護教育および学会等学術振興に関する事業
- 看護職の労働環境等の改善および就業促進による人々の健康および福祉の増進に関する事業
- 看護に係る調査および研究並びに看護業務および看護制度の改善への提言に関する事業
- 地域ケアサービスの実施および促進等による府民の健康および福祉の増進に関する事業
- 日本看護協会との相互協力および連携に関する事業
- 施設の貸与等会館運営に関する事業
- 会員等の福利厚生等に関する事業
- 看護の国際交流等に関する事業
- 組織の運営等に関する事業
- その他本会の目的達成をするために必要な事業

(看護協会会員の行動指針「MAIDO(まいど)」)

M(Mind)：ナイチンゲール精神を基本に看護倫理綱領を遵守し、看護の心を社会に広げる。

A(Accountability)：法人運営について、情報開示を徹底し、府民が納得できるように説明する義務・責任を果たす。

I(Idea)：アイデア、企画力を発揮し、社会の動向にタイムリーに対応する。

D(Dream)：看護は人を幸せにする仕事であることを社会にアピールし、看護職を目指す若年層を増やす。

O(Organization)：コンプライアンスと内部統制を図り、健全な組織運営により、看護職能団体としての模範となる姿を大阪から発信する。

看護協会会員は、行動指針「MAIDO(まいど)」の精神を発揮し、病院、地域、学校、研究機関などあらゆるフィールドでの看護実践をとおして、人々の生命と尊厳を尊重し、健康と生活を支えるよう努めている。

3. 目標の達成に要する期間

この計画の期間は平成 25 年度から平成 29 年度までの5年間とする。

4. 目標を達成するための方策

各疾病・事業および在宅医療について設定した数値目標などについて、重点的に推進すべき事業を中心に、定期的に目標の点検を行う。

5. 評価および見直し

計画の推進に当たっては施策に関連する事業の進捗や目標の達成度について把握・分析を行い、計画最終年度において目標が達成されるよう、評価および見直しを行う。具体的には関係計画と整合をはかりつつ、中間時点(平成 27 年度)における進捗状況等を評価し、大阪府医療審議会にて進捗管理を行う。目標に対する進捗状況が不十分な場合、その原因を分析し、必要に応じて施策の見直しをはかることで計画の PDCA サイクルが有効に機能するよう取り組む。なお、目標によっては取り組みの成果が数値としてあらわれにくいものもあり、評価体制としては数値のみを年次評価するのではなく、各年度の取り組み内容を公表し、施策の進捗・管理に努める。

6. 進捗状況および評価結果の広報・周知方法

府ホームページなどにより進捗状況を公表する。